

建築士法第 24 条の 8 の規定に基づき委託者に交付する書面

2008年12月1日

委託者 ○ ○ ○ ○ 様  
 (契約の相手方の氏名又は名称) (施行規則第 22 条の 3 第 1 項第 2 号)

建築士法第 24 条の 8 の定めにより、2008年11月28日付締結の業務受託契約に関して、次の事項を通知します。(施行規則第 22 条の 3 第 1 項第 1 号)

受託者(法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、施行規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号第 2 号)  
 建築士事務所の名称：○○○○ 一級建築士事務所  
 建築士事務所の所在地：○○県○○市○○町○-○-○  
 開設者の氏名又は名称：○○○○ (印)  
 (法人の場合は代表者氏名)

受託業務名称：○○邸新築工事 設計・工事監理業務

1. 対象となる建築物の概要(法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 6 号、施行規則第 22 条の 2 の 2)

建設予定地：○○県○○市○○町○-○-○  
 主要用途：専用住宅  
 工事種別：新築  
 規模等：木造3階建、約165㎡

2. 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間(法第 24 条の 8 第 1 項 2 号及び 3 号)

業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	業務期間〔予定〕
1. 基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)	○	建築設計業務委託書による	2008年11月28日から 2009年1月31日まで
2. 実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)	○	建築設計業務委託書による	2009年2月1日から 2009年4月30日まで
3. 工事監理業務	○	建築監理業務委託書による	2009年5月15日から 2009年9月30日まで
4. その他の業務(契約に含まれる上記以外の業務)	—	(具体的業務内容)	年 月 日から 年 月 日まで

3. 作成する設計図書の種類(設計業務受託の場合)(法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 1 号)

仕様書、案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、基礎伏図、床伏図、はり伏図、小屋伏図、軸組図、その他必要な図面、電気設備図一式、機械設備図一式、建築確認申請図書一式、

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

(工事監理業務受託の場合)(法第 24 条の 8 第 1 項 1 号、第 24 条の 7 第 1 項 2 号)

①工事と設計図書との照合の方法：  
 請負業者からの施工報告及びサンプリングによる現場立会検査により照合します。  
 サンプリングによる現場立会検査は期間中5回程度行います。

②工事監理の実施状況に関する報告の方法：  
 期間中5回程度、電子メールにより報告します。  
 工事監理完了後に建築士法に基づいて法定書式による工事監理報告書を提出します。

## 【記載例】

### 5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項3号）

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】:〇〇〇〇 【資格】(一級)建築士【登録番号】(123456)	【氏名】:〇〇〇〇 【資格】(一級)建築士【登録番号】(123456)
【氏名】: 【資格】( )建築士【登録番号】( )	【氏名】: 【資格】( )建築士【登録番号】( )
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)
【氏名】:該当なし 【資格】建築設備士	【氏名】:該当なし 【資格】建築設備士

\* 平成21年5月27日以降の設計において、建築士法の規定に従い、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格について記載する必要があります。

### 6. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項6号、施行規則第22条の2の2）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)
構造計算及び構造設計図の作成	㈱〇〇構造設計一級建築士事務所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	㈱〇〇構造設計代表取締役 〇〇〇〇

### 7. 報酬の額及び支払時期（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項4号）

①報酬の額: 4,725,000.-円(見積金額、消費税込) 別紙見積書を添付。上記金額には、建築確認申請手数料(納付金)は含まれていません。
②支払の時期: 契約時:契約金額20%、竣工時:契約金額80%

### 8. 契約の解除に関する事項（法第24条の8第1項1号、第24条の7第1項5号）

建築主は、正当と認められる事由があるときに限り、建築士事務所が本件業務を完了する以前において、書面をもって通知して、本件業務について契約の解除をすることができます。かかる場合において本件業務に関する成果品及びその対価の取扱いについては、建築主及び建築士事務所が協議のうえ定めるものとします。
---